

# 関東天城町会会則

## 第1章 総 則

(名称及び構成)

第1条 本会は関東天城町会（以下「本会」という。）と称する。本会は、関東地区に居住する天城町出身者とその家族及び希望する親族関係者を以って構成する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、郷里天城町の「結いの心」と「敬老・長幼の序の精神」を継承し育み、郷里との連携を密にしその発展に寄与する事を目的とする。また、東京奄美会をはじめ各郷土会との友好連帯に努める。

(組織)

第3条 本会は、地区を西阿木名校区（西阿木名、三京）、兼久校区（大津川、当部、瀬滝、兼久）、天城校区（阿布木名、平土野）、岡前校区（浅間、岡前、松原、与名間）とする。

(事務局)

第4条 本会に事務局を設け、会長が役員の中から委嘱する本会事務局長の住居に置く。

(会務)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の会務を行う。但し、会務推進にあたっては、いかなる政治的・思想的・宗教的関わりを持たない事を特に配慮する。

- (1) 会員相互の親睦を図るため年一度敬老・懇親会を開催する。
- (2) 関東地区に於いて開催される本会に関わる教育文化的行事及び物産展等に参加する郷里の友好団体への協力支援。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な会務

## 第2章 役 員

(顧問、参与、相談役、会計監査)

第6条 本会に、顧問・参与・相談役・会計監査を置く。

(執行部役員の種別及び員数)

第7条 本会に執行部として次の役員を置く。

- |         |     |         |    |
|---------|-----|---------|----|
| ① 会長    | 1名  |         |    |
| ② 副会長   | 4名  | (各校区代表) |    |
| ③ 幹事長   | 1名  |         |    |
| ④ 副幹事長  | 12名 | (各集落代表) |    |
| ⑤ 総務部部長 | 1名  | 副部長     | 2名 |
| ⑥ 女性部部長 | 1名  | 副部長     | 2名 |
| ⑦ 青年部部長 | 1名  | 副部長     | 2名 |
| ⑧ 文化部部長 | 1名  | 副部長     | 2名 |
| ⑨ 会計長   | 1名  | 副会計長    | 1名 |

(常任幹事)

第8条 本会に、常任幹事を置く。

(任務)

- 第9条 会長は、本会を代表し会長印を管理すると共に会務を統括する。また、東京奄美会及び関東徳州会から委嘱された任務に当たる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は協議をして輪番でその任に当たる。他、執行部各部を分担してその指導に当たる。
  - 3 幹事長は、会長の指示に基づき本会の会務全般をとりまとめる。また、東京奄美会及び関東徳州会から委嘱された任務に当たる。
  - 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、特に担当集落の会員の実態掌握に努めると共に、連絡調整に当たる。
  - 5 執行部各部の部長は、部員の融和を図り本会の活動を支えるために、別に定めるところに則り各部をとりまとめる。副部長は、部長を補佐する。特に女性部及び青年部は、東京奄美会その他の各郷土会各部活動に連携友好を図る。
  - 6 会計長は、本会会計事務を処理し、副会計長は会計長を補佐する。
  - 7 常任幹事は、執行部各部の要請に応じ会務を分担する。
  - 8 顧問・参与・相談役は、会長の要請により会長が招集する会合に出席し意見を述べる事が出来る。

(任期)

- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員及び増員により選任された役員の任期は、前任者及び現任者の残存期間とする。

(選任)

- 第11条 本会役員は次により選任する。
- 2 会長及び副会長は役員選考委員会で選任し、総会に於いてその承認を得る。但し、選任に当たっては第3条規定の各校区からの推薦とし、副会長は各校区の代表とする。会長の選任は原則として、各校区輪番制とする。
  - 3 幹事長及び会計長は、会長がこれを任命する。
  - 4 副幹事長は、第3条規定の各集落からの推薦を受け、正副会長が協議をし、会長が指名する。
  - 5 執行部各部の正副部長は、常任幹事の中からそれぞれ互選をし、会長がこれを指名する。
  - 6 常任幹事は、各部の推薦により会長がこれを指名する。
  - 7 顧問は会長経験者、参与は幹事長経験者とし、相談役は広く会員の中から役員選考委員会で選任する。会長がこれを委嘱する。

(解任)

- 第12条 役員が役員として相応しくない行為があり会の活動に著しく妨げがあった時、またはやむを得ない事情の為任務の遂行に堪えられないと認めるときは、役員会の決議によりこれを解任する事が出来る。

### 第3章 機 関

(機関の種類)

- 第13条 本会は、総会・拡大役員会・執行部会・総務部会・女性部会・青年部会・文化部会その他専門委員会を以て活動の機関とする。

(総会)

- 第14条 総会は、本会の最高決議機関である。
- 2 本会は、毎年一回通常総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催する事が出来る。
  - 3 総会は、役員会の決議により会長が招集する。
  - 4 総会の承認事項は、別に定めるものの他次の事項とする。
- (1)会務の報告事項

- (2) 収支決算に関する報告事項
- (3) 会計監査に関する報告事項
- (4) 別に定める役員の選任に関する事項
- (5) 会則の変更に関する事項
- (6) 役員会が必要と認めたその他の重要事項

#### (拡大役員会)

第 15 条 拡大役員会（以下「役員会」という。）は、第 6 条、第 7 条、第 8 条に定める役員を以て構成する。

- 2 役員会は、本会の総会に次ぐ決議機関である。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集し会長はその議長となる。
- 4 役員会は、別に定めるもののほか次の事項を出席者の過半数を以て可決とする。
  - (1) 予算に関する事項
  - (2) 総会における承認事項の執行に関する事項
  - (3) 総会に付議する事項
  - (4) その他執行部が必要と認め、総会の承認を要しない会務の執行に関する事項

#### (執行部会)

第 16 条 執行部会は、総会及び役員会で決議された会務を執行する。

- 2 執行部会は、役員会に付議する案件を立案・作成する協議機関である。
- 3 執行部会は、必要に応じて会長が招集し会長はその議長となる。

#### (部会)

第 17 条 本会は、会務遂行の為次の部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 女性部会
- (3) 青年部会
- (4) 文化部会
- 2 各部会は、各部会会員相互の親睦を図り本会の要請に応じてその活動を支え、協力し以て本会の発展とすする事とする。
- 3 各部会は、それぞれの規約を制定し活動に必要な事項を定める事が出来る。規約は、役員会に開示しその承認を得る。

#### (委員会)

第 18 条 本会は役員会の決議を経て実行委員会・役員選考委員会・会則検討委員会などの専門委員会を設ける事が出来る。

- 2 委員会の委員は、本会役員に限らず役員会の承認を経て、会長が広く会員の中から選任し委嘱する。

## 第 4 章 会 計

#### (経費)

第 19 条 本会の経費は、会費・年間活動費及び寄付金を以て充当する。

#### (慶弔費)

第 20 条 会長は、慶弔費を支出する事が出来る。

- 2 慶弔費は、役員会に於いて別途定める。

#### (対外費)

第 21 条 東京奄美会郷友会の総会・懇親会出席に伴う対外費は、その半額を会務費とし支出する。その他、女性部・青年部の対外費は役員会に於いて別途定める。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日迄とする。

(会計監査)

第23条 執行部は、会計監査日を設定し決算後速やかに会計監査を受ける。

2 会計監査は収支明細と未収金・未払い金の明細を監査する。

(会務及び会計の引き継ぎ)

第24条 会長は、任期満了等によってその任を交代する時は総会后2ヶ月以内の早い時期に次期会長に対し会務及び会計の引き継ぎを行う。

2 会務及び会計の引き継ぎに於いては、次のものを引き継ぐ。

(1) 会計監査時の収支明細

(2) 決算日の翌日から会計引き継ぎ日前日迄の収支明細

(3) 引き継ぎ日前日に於ける未収金・未払い金明細

(4) 預貯金通帳・銀行印、現金及び口座関連資料等

(5) 会長印、会則原本、会議の記録類（但し重要と思われるもの）、その他関連する記録書類（電子記録を含む）

(6) 会員名簿

(7) 各部の備品は、各部部长が認めたものを目録にして引き継ぐ

## 第5章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 本会会則の変更は、役員会がその必要を認め会長の諮問により会則検討委員会にて審議する。

会則検討委員会は改定案を作成し役員会に報告する。役員会は、改定案を決議すると共に総会に付議し、その承認を得る。

## 第6章 雑則

(細則)

第26条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は役員会の決議を経て別途に定める事が出来る。

(付則)

本会則は、平成22年10月17日より施行する。

1、平成11年6月1日 制定・施行

2、平成13年6月1日 一部改定・施行

3、平成15年6月1日 一部改定・施行